

H. J. ラスキの政治思想

— 多元的国家論の展開を中心に —

The Political Ideas of Harold J. Laski

— Study of His Pluralistic Theory of State —

楯 沢 栄 一
Eiichi Gumisawa

On this essay, I reserch Laski's design of the pluralistic theory of state and essential parts of it. Furthermore I reserch his ideas of political-economic systems and his ideas of liberty with his developing of the pluralistic theory of state. And we may be able to find the difference between his theories in early days and these in this 1920's, because of his pragmatic method. I study his fundamental ideas, overseeing archetypal parts instead of marking surface parts. Of cause it is 'how to best realize oneself' and 'how to secure liberties'.

1. はじめに
2. 多元的国家論の構想
3. 多元的国家論の展開
4. 多元的国家論における政治制度
5. 多元的国家論における自由
6. むすびにかえて

1. はじめに

1) 問題提起

「権力は腐敗しがちであり、絶対的権力は絶対的に腐敗する」と言うアクトン卿⁽¹⁾ (John Emerich Dalberg 1st Baron Acton 1834~1902) の警句は、百年の歴史の中で語り継がれて来た言葉であるが、ラスキはもとより、我々をも魅了する言葉である。なぜなら、この短い言葉の中に、権力そのものの本質が語られているからであり、権力そのものに内在するアポリアが表現されているからである。政治にとって権力は絶対不可欠な要素である。

しかし、不可欠な要素である権力は腐敗の蓋然性を含み、しかも最も政治を効率的に遂行する絶対権力は、絶対的に腐敗するというのである。従って政治(学)の生命は、この権力という魔物をどう扱うかにかかっている。

ラスキの政治思想は、この権力というアポリアとの戦いであったと言ってよい。前稿の1910年代後半の初期のラスキ政治思想⁽²⁾にあつては、「最善の自我実現」(realize his best self)にとって国家権力は、できるだけ弱小であった方がよく、分立している方が好ましいという考えであった。この点に関しては平和主義者ラッセル(Bertrand Arthur William Russell 1872～1970)の思想⁽³⁾などと大変似ているようにも思われる。主権が国家に統一された一元的国家は、道徳的に不適切さを欠くのであり、非道徳ですらあるとする。教会、労働組合、その他様々なクラブなどの集群に主権を認め、それらに係わる人々の「最善の自我実現」をはかることが大事なのであり、このことが順調に遂行されている限りで、国家の権力をもって干渉することや、国家に対する一方的な忠誠を要求することは論外なことなのである。しかし、彼が国家そのものの存在を否定したのではないことは前稿で論じたところである。むしろ初期の段階では、問題をあまりにも多くかかえる現実の国家を批判の対象とはしたが、本来的に中立であり、国家本来の目的を遂行でき得るような国家は否定するどころではなかったのである。まさにこれが《あるべき国家》—これは彼の国家論の特色でもあり、あくまでも目的論的に描く国家である—であり、この実現を目指したのである。しかし1910年代の初期ラスキの政治思想の中では、これは明確にしかも論理的に展開されることはなかった。まさにラスキの政治思想の第2段階と言われる1920年代を待たなければならなかった。1925年に著わされた『政治学大綱』⁽⁴⁾(A Grammar of Politics)は、この《あるべき国家》の姿、つまり多元的国家論の中身を明らかにするものであった。

我々はまず初めに、この多元的国家論を構築する彼独自の構想を検討してみることにしよう。次に多元的国家論の本質的部分を考察してみよう。さらに多元的国家論の展開にともなう政治制度を考察し、最後にこの多元的国家論にともなう自由について考察してみたいと思う。権力というアポリアと直面しながら、ラスキはついに国家論を完成するに至った。それは、初期の彼の政治理論と懸隔を感じさせるものかもしれない。あるいは場合によって、初期の理論と矛盾するような局面に、我々はおくわすかもしれない。確かに、彼の思想はプラグマティックに変化するのである。しかし、その思想の表層部分にだけ注目するのではなく、その原形質的部分にも目を配り、ラスキの政治思想の根底にあるもの、

彼の信念や価値観に言及しながら論究してみたいと思う。

2) 『政治学大綱』の意味

ラスキが国家の存在を否定したものでもなく、その存在を疑ったものでもないことは先述したことである。従ってこの段階に至ると、当然にも彼の考える国家について、論理的明確化の必要性が出てくる。つまり、初期段階では全くと言っていいほど明確に展開されなかった《あるべき国家》について、論理的な展開という前進をはからねばならなくなつたのである。それは1925年の『政治学大綱』の上梓をもって展開されるに至った。この著作は、1967年までに第5版を重ね、ラスキの数多い著作の中でも主著となり、彼をして多元的国家論者としての名声を馳せるきっかけとなつたものである。初期作品の「主権三部作」で展開された主権、国家、社会、自由、平等などの基礎的諸概念が、はじめて体系化されて展開されるに至つたのである。⁽⁵⁾ 全体として680頁にも及ぶ大著は二部構成になっており第I部は、社会組織の目的、主権、権利、自由、財産、民族主義などを扱い、彼の多元的国家論を考察する上での最も重要な部分を構成している。第II部は、具体的な制度論で、多元的国家論に関連して、政治制度、経済制度、司法制度、国際組織などを扱っているのである。彼の博覧強記とでも言える才能のゆえに、至る所に引用が出てきて、読む側の相当の知識が必要とされるものである。

ラスキは、この本の初版の序文の冒頭において、「この書物は、巨大社会における国家の位置についての理論を構築しようという、1915年に始められた努力を完了するものである」⁽⁶⁾といている。かつての主権国家批判は、多元的国家論の展開という型で結実する。彼の初期思想には、国家批判論はあっても、国家構成論、つまり具体的な国家論の展開はないと言われる。別言すれば、論理の内容の視点で見た場合、初期作品は、論理の批判的要素が大きく比重を占めており、歴史的國家や現実の國家批判に重点があつたということである。「主権三部作」とは、まさにそういう作品であつた。これに比し、『政治学大綱』は、論理の構成的要素が大きな比重を占め、我々はここにおいて、彼の《あるべき國家》の論、つまり多元的国家論の展開を見るに至るのである。論理の批判的要素から構成的要素への移行を、『政治学大綱』の中に、我々ははっきりと見ることができる。そしてこのことは、彼の初期の國家論、つまり「主権三部作」に見られた國家の権力や機能をできるだけ最小限に留めるといふ國家觀から、國家は他の集群よりアプリアリに卓越性こそないが、調整機能を持つといふ集産主義的國家論、つまり多元的国家論への移行と重なり合うのである。⁽⁷⁾

さて、この著作で注目しておかねばならないのは、1938年の第4版の序章として加筆された「国家論における危機」という論文である。ラスキの政治学者としての特色でもあるのだか、外的状況に対する敏感な危機意識により、今までの自己の主張に修正を加えているのである。「多元論の弱点、私がいま見る弱点は充分明らかだ。それは階級関係の表現としての国家の本質をよく理解しなかった。社会の法公準を限定し支配しうる他の方法がなかったため国家が不可分無責任の主権を要求せざるをえなかった事実を、それは十分に強調しなかった。……多分ここで私としては、国家と法とに対する多元論の態度は、それらに対するマルクス主義的態度の容認へ至る途上の一段階であったと私は今認める（少なくとも私に関しては）、と言っておけばよい。私はマルクス主義の方法でのみ、ファシスト諸国に現れているような国家現象を説明することができるのだ」⁽⁸⁾と。ここに後になって様々な論議を巻き起こすことになるラスキによる多元的国家論の修正を見、マルクス主義への接近を見るのである。この問題に関しては別稿に論じてみたい。

2. 多元的国家論の構想

1) 「衝動」と「理性」

ラスキのこの時期の思想の全般的特徴として、論理の構成的要素が強くなったと言うことは、国家論の明確化に役立つことになる。我々は、ここにおいて、ラスキの国家観、つまり《あるべき国家》の内容を、以前に比べてはるかに明確に捉えることができるようになるのである。国家論の出自にあたり、彼独自の構想とはいかなるものか、そのいくつかを見てみよう。彼が、この時期にあっても個人観の概念を政治思想上においても重要視していたことは注目すべきである。彼は人間における個人を直視する。そして個人の心理の側面について興味深いことを言っている。「人間はいろいろな衝動の束(a bundle of impulses)が一緒に行動して全人格をなしているのである」⁽⁹⁾と。そしてこの衝動は、個人的次元では空腹を満たすようなもの、他者との関係の次元では恋愛をしたり結婚をすると言うようなもの、また複数他者との関係の次元では、教会に入り、あるいは新しいクラブを設立するようなものであると言う。つまりこの衝動こそは、無類の複雑さをもつと同時に集群を形成していく契機となるのであり、社会制度を語るには、この衝動を度外視しては語れないものだと言う。さらに、個人は果たしてこの衝動だけを複数備えた、つまり衝動の束だけの存在かという、そうではないと言うのである。彼は言う。「政治哲学の構成にとっては、人間は単に衝動の生物ではなくして、理性の持ち主でもあるべきことが

不可欠である」⁽¹⁰⁾と。そして、この理性こそが、衝動の合理的発展と調和を促すものであると言うのである。さらにラスキによれば、この衝動が自らのカタルシスを求めて活動し、その満足ゆく結果が達成され、理性による調和と統一がとれた状態において「社会善」(social good) というものが生起するということである。我々はこのようなコンテキストの中で、大胆な予測ではあるが、次のことを想起するのである。つまり、ラスキは個人心理の多元的構造を、そっくりそのまま社会全体の構造に投射しているということである。諸衝動は諸集群に対応し、理性は国家に対応するということである。スペンサー(Herbert Spenser 1820～1903)流の社会有機体説から影響を受けたのであろうか、あるいはプラグマティズムの影響によるものであろうか定かではない。⁽¹¹⁾ラスキ自身もこの影響に関して明確に述べていない。しかし、いかにしてこのような人格構造から社会構造への投射が可能なのか、またその妥当性はあるのかという問題が多分に残るところである。いずれにせよ疑問点はままあるのだが、これもラスキの多元的国家論の構想の一つとしてここで留意しておこう。

2) 「特殊な意志」と「普遍的意志」

さてもう一つは、意志の側面からの問題である。ラスキはここでも人間における二つの意志の存在を想定する。一つは「諸手段を通して確定目的の遂行を目指す特別な集群の成員としての個人の意志」⁽¹²⁾であり、もう一つは「彼自身最終的単位としての個人の、各行為や各意図を特殊とする普遍としての個人の意志がある」⁽¹³⁾と。このように特殊な意志と普遍的意志を明確に区別し想定していることがわかる。この両者は人間の中にどの様に存在するのであろうか、ラスキは具体例を出しながら次のように述べている。「ジョーンズはウェズリ教派の弁護士で革新のクラブと、オッドフェロウズ講社とに属していると言ったのでは、彼の本質を述べたことにはならない。彼の生活のそういう様々な様相から、その様相の間に調和を作るまたは作ろうと求める、自己を築くジョーンズも勘定に入れなければならない。これらの集群の一つひとつに彼自身のある部分が生活しているのを理解するジョーンズ、それらの集群を手段として自分の必要と希望との輪郭を形成しようと求めるジョーンズこそ、彼自身にのみ属する究極的ジョーンズである」⁽¹⁴⁾と。つまり、人間は特殊な意志の発現により、それぞれの集群を作り、それらの意志は満足を求めるのであるが、それだけでは充分とは言えず、普遍的意志によって、これらの特殊な意志の調和や調整がはかられて初めて、人格を築くことが出来るのだと言うのである。ここに我々はまた、ラスキの推論に直面することになる。つまり彼にあっては、個人の意志に二つのもの

を想定し、特殊な意志は、各集団にその発現を求め、普遍的意志は、調整機能としての国家にその発現を求めているということである。このように個人の意志の構造を社会全体の構造に投射する構想を、ここではまた我々は見ることが出来る。まさにこれは、先に見た個人心理の構造を社会全体の構造に投射する方法と同じであり、なぜ二種類の意志をもってするのか、それがまた、なぜ社会全体の構造へと投射できるのか明確な説明は、ラスキによってなされていないのである。⁽¹⁵⁾ いずれにせよ、個人の人格の構造を社会の構造に投射する方法がとられていることは明白である。ここに我々は、ラスキの多元的国家論構築に向けての構想について大きな特色を見ることが出来るのである。

3. 多元的国家論の展開

1) 国家の目的及び意志

ラスキは国家の目的について次のように言う。「国家は大衆に社会善をできるだけ大規模に実現せしめるための組織ということになる。あきらかに、その機能は、行為の一定均一性を助長することに限られざるを得ないし、それが管理しようとする領域は、実験のゆるす限りで縮みも拡がりもするだろう。……国家がどんなものであり、何をするかは国家が遭遇する歴史で定められるだろう」⁽¹⁶⁾と。ここで国家の目的は、「社会善」⁽¹⁷⁾を実現すべきであると明確に述べている。しかもこの目的は歴史的なものであると言う。我々はここで、「社会善」なるものの内容を知りたくなるのだが、彼はこの「社会善」についてはほとんど論じていない。しかし、次のように述べていることに注目しておこう。「善は社会的でないかぎり、決して善ではないからだ。もし人間が仲間と共同社会で暮らさねばならぬなら、彼の成就することは少なくとも他人の利益にならねばならぬということが、彼の生活の必要条件である。ゆえに社会善と我々の衝動の作用がひとつの満足の活動を生み出した時、我々の本性が到達する統一の中にあるものようだ」⁽¹⁸⁾と。またある所では「獲得する価値のある事物を探し求めて、大いに仲間関係を豊かにするよう駆り立てられる人格の形成」⁽¹⁹⁾だと述べている。しかしここにおいて、我々はいくつかの疑問点に遭遇する。ベンサム(Jeremy Bentham 1748~1832)流の功利主義を社会化しているようにも見えるが、個々の衝動の満足がなぜ「社会善」となるのか論理的に説明されていない。個々の人間の衝動の非同一性を考えてみても、果たして「社会善」と結びつくのであろうか。また「社会善」は「獲得する価値のある事物」と言っているが、あまりにも抽象的過ぎる感がある。彼の国家論の出発にこの国家の目的があるなら、それが実現する「社会善」

についてももう少し論理的な説明が要求されるであろう。⁽²⁰⁾

また、国家の意志について次のように言う。「国家の意志は全体の中の一つの特殊面である。それは骨格が人間の体にとって欠くべからざる一面であるというのと同じ意味で、緊要な一面ではある。しかし人間の体の生命は、それを支えている骨格にあるのでないと同じく、国家の意志と社会の意志とは同じものではない」⁽²¹⁾と。彼は国家の意志と社会の意志を同等視することはできないと主張し、今や国家の意志は、骨格が人間の欠くべからざるものと同じ意味において重要なもので、我々が遭遇する最大の意志だと言うのである。そして、国家の意志は「社会は諸力を支配しようと競い合う何千万の意志の戦いの中から採用される意志なのだ」⁽²²⁾と言い、「国家は社会というアーチの要石である。国家は何千万の人間の運命を委ねられており、彼らの生活の形式と内容とを作り上げる」⁽²³⁾と述べている。彼がここに至って、初期段階では見られなかった国家と諸集群に関して、程度においてでなく種類において区別を設けていることが我々にはわかる。確かに、ラスキはこの段階でも「国家は、共同生活の豊富化を目指す人間の仲間関係である。それは他の集群、教会、労働組合、その他と同じように集群である。……国家は成員が善と考えるかどうかで審判される。国家はその根を国民の心意と心情との中に下している」⁽²⁴⁾と言い、初期段階の政治的多元主義的思想を多分にひきずっているのだが、国家を他の集群とは単純に並列していない。国家に相対的優位性を認めていることは確かである。このことは、ラスキの多元的国家論が国家概念を二つ内包していることを考えるとわかりやすい。つまり、種概念としてと考えれば、国家は他の諸集群と同じ種類のもので社会の中で併存する。しかし、程度概念によれば、国家は諸集群に対して相対的に優位性が得られ、またそこから特殊な機能が出てくるのである。つまり両者は次元が違う概念であるから、同時に両概念間を含む多元的国家論は矛盾しないことになる。つまり、多元的国家論は、種概念としては多元的であるが、程度概念としては一元的ということになるのである。⁽²⁵⁾

2) 国家の機能

さて国家の機能ということをしてラスキが考慮することによって、彼の初期の思想である政治多元主義は大きく変化することになる。もちろん、社会の諸集群は、それぞれの領域においては主権的であり、自由である。そして、このことは、自治の領域、職能の領域にも拡大していかなければならないとラスキは主張するのである。しかしここで彼は、この諸集群が自然調和的に機能するものとは考えていない。かといって、国家以外に機能を司る団体

を組織することを主張するギルト社会主義⁽²⁶⁾を認める訳でもない。つまり、彼は国家にこそこの調整を司る機能があるとするのである。彼は次のように言っている。重要な部分として一節を引用しておこう。

諸機能の調整はそういう目的（消費者としての人々を護ること — 筆者注）で国家が作用しなくてはならぬ分野であって、国家は個々の成員がそれなくしては人としての使命を果たしえないような物資を合理的に入手しうよう、彼らの生活条件を組織しなくてはならない。彼らの必要が未分化の人として同一である所では、必要を達成するために単一の管理中心が、少なくともある最低水準で不可欠だ。⁽²⁷⁾

国家は、まさに「公共サービス団体」⁽²⁸⁾であると言い、諸集群の調整を通じて、「国家は消費者の利害を組織して、彼らの必要とする物資を彼らが入手するよう努める団体である」⁽²⁹⁾と言う。さてここで「消費者」⁽³⁰⁾(consumer)の概念が出て来るのであるが、これについて論究する前に、ラスキが初期の段階と同じように、国家と政府とを区別していることに触れておこう。

彼は、政治的多元主義の時代と同じく、「我々は、国家と政府とを厳密に区別しなければならない。国家の機能を定義することは政府の権力を定義することではなくて、政府が確保しようとする目的を定義することにすぎない」⁽³¹⁾と言っている。また別の所では、明確に「国家は政府という一団の代理人によって、この目的のために行動するのであって、それ以外の目的のために行動するものではない」⁽³²⁾と言っている。政府と国家とは同一ではないか、政府という一団は、国家の代理人だというのである。そして、「どの国家の代理人も、その性格は他の成員と違うわけではない。彼らも同じ誘惑に陥りやすく、同じ原因から間違いを犯しやすく、彼らの見解も、他の人々との見解と同様、遭遇する経験で制限されている」⁽³³⁾と言っている。国家の目的は「社会善」を実現することであった。しかし、この国家の代理人としての政府の一団は、必ずしも、完全な人員で構成されているわけではない。ラスキが問題にしているのは、この国家の目的実現に、不完全な政府がいかに近づけるか、いかにその目的に向かって努力するか、ということなのである。政府はこの過程において権力を保持できるのであり。国家の目的実現に政府機能が一番近づく時、国家とその代理人としての政府は理想状態にあるということになる。この視点は、前稿で論究した初期のラスキの考えと同じと考えてよい。もしその相違があるとすれば、政府の権力の程度の差において考えられる。

さて、国家の代理人としての政府の機能はどのようになされるのであろうか。まず「消

費者」との関係から見てみよう。「消費者」とは一体いかなるものか。ラスキは独自の捉え方をしている。彼によれば、衝動の束を理性が合理的に統一し、発展可能状態にある場合の個人は「真の自己」(true self)であり、それは、「私が、その一部である仲間に私が与える印象の総体なのだ。それは目まぐるしいほど多様な行為、善、悪、無色の行為から生まれる印象である」⁽³⁴⁾というのである。そして、「真の自己」は、あくまで個人的なものであり、「真の自己が意味する意志が社会のあらゆる成員について同一であると説くのも真実でない」⁽³⁵⁾と言っている。しかし、このような「真の自己」も共通に出会う場所を持つというのだ。それがまさしく、「消費者」という立場なのだと言うのである。彼はそれを次のように説明している。「消費者としての人間の利害は主として近隣的利害であり、それらの大部分は特定の場所での充足を求める。そして特定の水準では、その成員の利害は同一の利害である。彼らはみな食物と着物、教育と住居を必要とする。国家は消費者の利害を組織して、彼らの必要とする物資を彼らが入手するよう努める団体である。彼らは国家の内部では人として相会う。彼らの要求は平等である。……国家は人が人として生きる水準を管理する。行政上の条件では、国家とは成員の共同必要で活動が形成される政府である。このような共同必要を満たすために、そのような必要が要求するサービスを獲得するよう、政府は他の諸集団を統制しなければならない」⁽³⁶⁾と。ここに我々は、ラスキの多元的国家論の本質を、つまり《あるべき国家》の姿を見ることができるのである。国家、そしてその機能団体としての政府は、その第一義的な活動として「消費者」の利害を組織し、必要な物品が得られるよう努める団体なのだ。なぜなら「消費者」こそは、使用人でも労働者でもなく、弁護士や坑夫でもカソリック教徒でもなく、人として共通に出会う立場にあるからだ。そして、このような「消費者」の要求が満たされるために、政府は、他の集団を統制し調整する機能を持たなければならない。そして社会的に大変重要な部分、ラスキに言わせれば、教育や石炭供給などの分野は、統制や管理が必要だということである。国家乃至政府は、まさに社会の成員一人ひとりが一般的目的を成就するために不可欠と考える必要物を一定水準に保つために、諸集団の統制をはじめ諸機能を管理するのである。⁽³⁷⁾このように「消費者」の生活環境の保持を第一義的に考え、そのために、国家の積極的機能を認めたということは、初期のラスキ思想から次の段階への移行、つまり多元的国家論完成期への移行として明確に理解でき得るところである。使用人でも労働者でもない、市民としての「消費者」の概念は、この時期のラスキの思想を理解するにあたって大変重要なキーワードである。そして、このキーワードは、マルクス主義思想との

懸隔を明示しているとともにラスキの思想の独自性をも顕示しているものなのである。

最後に、国家と諸集群の関係について見てみよう。ラスキは具体的例を出しながら、次のように言う。「イギリスに住む外来ユダヤ人が、旧約聖書の離婚法を信奉して生活しようとするれば、国家は婚姻法を犯した個々の人間を罰する権利はあるが、ユダヤ教会を罰する権利はない。この種の集群は、その成員にとって国家それ自体と同じように自然である。もちろんそれらの集群に欠けているものは、成員に対して体刑を課する権力であり、国家との相違は、この点にある。だがそれらの集群は成員に罰金を科すこともできるし、精神的な罰を加えることもできるし、その社会から成員を追放することもできよう。この点で集群の権力は国家自身の権力と同じく独自完全であり、かつそうあるべきだ」⁽³⁸⁾と。国家の権力も諸集群の権力も、その対象、範囲、様態においては異なるかもしれないが、その本質においては全く同じもので、独自完全であるというのである。しかし、このように同等に権力を設定すれば、国家が諸集群を統制したり調整したりすることが可能なのかという疑問が出て来る。ラスキはこの疑問に答えるように、「国家の意志は、その分野よりも小さい分野にしかわたらない諸意志と、法的に同格にあることはできない。道徳的同格には達しうるかもしれないが、国家は代行者を通じて職業生活の様式を限定するから法的な同格は不可能である」⁽³⁹⁾という見解に達するのである。つまり、国家と諸集群の権力は、本質的には同格であるが、法的領域にかぎり前者に優位性があると言うのである。そして、「我々の忠誠をつかもうとする法的権力は、その努力の中に我々が見出し得る目的と実質とで条件づけられる」⁽⁴⁰⁾と言って、この権力の監視と抑制の必要性を説きながら、権力のプラグマティックな解釈をしていることを、我々はラスキから読み取ることができるのである。このように、法的領域における権力を国家に保留し、その権力を持って諸集群の統制と調整を行い、ひいては「消費者」という社会の中での人間の共通な立場の利益を保護するという国家論が完成するのである。初期の政治的多元主義の時代には、法的権力は、必ずしも国家に本来的に帰属するものではなく、社会的必要性を満たす道具として存在するものであった。ここに我々は、ラスキの思想の変化を見ることができるのである。

ラスキの多元的国家論、つまり政府の機能を通じての《あるべき国家》は、彼のプラグマティックな思考の中に次のような姿を現すのである。個人としての人間は、「消費者」という共通な立場で他者と出会い、国家はそこでの複数の個人の権利を権力を持って最大限に保障しなければならない。また個人は、その諸衝動を諸集群において実現し満足する

ことを求めた。ここで形成される諸集団は、国家と同様に権力を持つが、しかし、国家はこれらの諸集団が最大限に機能するように、目的と実質に条件づけられた法的権力に基づいて、統制や調整を行わねばならない。ここにおいて、国家は「社会善」を実現し、その存在理由が認められ得るとするのである。

さてこの多元的国家論では、ラスキは具体的な政治制度論も展開している。次にそれを見てみよう。

4. 多元的国家論における政治制度

1) 諮問機関

ラスキによれば、国家の目的のもとで、つまり個々の人間が「消費者」として権利が保護され、やがて「社会善」の実現がはかれるという目的のもとで、政府はその機能を最大限に行使するものとした。しかし「政府を責任的にするためには権力を分割する必要はない。本質的なことは、その権力が一步ゆずれなければならない諮問機関を条理整然たるものにする事である」⁽⁴¹⁾と言い、ここに諮問機関の設置を提案するのである。ラスキはこの制度を政治制度として実現することにより、初期段階よりはるかに具体的な国家論を完成することになる。

この諮問機関は、諮問委員会というところで具体的な活動となる。これは、行政府の活動分野に恒常的に設置され、その活動を補助し発展させるものである。ある決定にあたり、それらに利害関係を持つ人々に組織的に諮問することにより、利害の適正化と平等化をはかるものである。したがってこの諮問委員会の構成員は、政府にとって都合のよい人達ばかりであってはならず、諸集団や諸階層の出身者から構成されなければならないのである。具体的な活動の例をあげると、新しい立法の提案に対する評価をしたり、新しい規則や改革に対する提案をしたり、政令などを検討する権限が与えられるとするのである。そして政府は、あらゆる決定においてこのような諮問委員会の協議を経なければならず、さらにこの諮問を公開することを余儀なくされるというのである。この制度がいかなる利点をもたらすのか、ラスキは次のように述べている。「なぜなら、どんな政府も、権威をもち資格をもった人々の団体と接触して、その見解に影響されないでいることはできないからだ。立法議会の成員なら誰でも、政府の決定が広汎な専門家的異議を引き起こしたと知ったら、うかつな投票は不都合だと感じないではいられないだろう。国家活動を取りまくべきものが開明的な世論であるとすれば、その世論には権力の座にまで流れて行ける水路を与えね

ばならない。……内閣では大臣は、一般の福祉に必ずしも一致しない利害を考えざるをえない。党の統一を保つ必要、有力な同僚の辞職は防止されねばならぬという知、人的諸関係に発生する無数の微妙な厄介事、それらを彼は心に留めておかねばならない。永久的制度の性格をもった専門家の諮問委員会には、そうした攪乱的影響は見られない。討論は主題の原理に根ざし個人的考慮は先験的に排除される。大臣は直接的に人々の心意に当面し、間接的にしか投票を事としなくなる。彼は理性には理性で当面しないわけにはいなくなる」⁽⁴²⁾と。こうして専門的知識を政策上に反映し、また国民の世論も取り入れた政策を実現することができる。ここに責任ある政治を確立することができるというのである。これは、諸集団にも無関係ではない。諸集団は当然この諮問委員会の構成員になることもできるし、そこでの利害関係についての意見を述べることもできる。先に述べたように、政府の権能により、諸集団は統制、調整されるだけではない。ここでは政府意志に影響を与えることもできるし、抑制もできるのである。このような牽制を通して、国家の目的実現のため、政府の適正な政治活動を確保しようと考えたのである。そして、ラスキは、このような諮問委員会を国のレベルだけでなく、州や地方のレベルにまで拡大すべきだと主張しているのである。

2) 地方自治

さて次に、ラスキが地方自治を重視していることに注目したい。彼は「いかなる国家においても、強固な地方制度をもつのがよいことは、ほとんど議論の余地がないほど明らかなことである。我々が、まずその影響するところが中央的ではないような諸問題をどうするかは、その影響を最も深く感じているところの、その場所でまたその人々によって決定される必要があるということを容認しなければ、民主政治の利益を充分に実現できないのである」⁽⁴³⁾と云い、まさに地方自治が、民主主義の実現にとって不可欠なものだと言っているのである。

このような地方自治の充実がなぜ利点なのか、ラスキはいくつかの論拠をあげている。ある地域の住民は、他の地域の住民とは区別される共通の目的や意識がある。しかし、これを中央政府が一律にやれば、同じような満足は得られるはずがないし、人々の関心も責任も引き起こさせないことになる。また、地方では、その地域住民が望む事業もそれぞれ違う。その費用を住民が負担すれば、公平はもとより、事業の責任も管理もうまく運ぶし、何より能率的な経営になると言うのだ。さらに中央の政治過程は、地域住民には遠い存在であり、住民の政治関心ももっと身近なところにあるのだから、そこから始め、国の政治

にまで関心を高めることが必要なのだというのである。地方自治には、教育的効果も期待できると言っている。しかしラスキは、この地方団体に権力を与えることの危険性の指摘も忘れない。つまり、特定の地域の有力な人物や団体に権力が集中した場合は、その危険性は増し、地方自治の長所を殺ぎとってしまうことになる。これには当然地方自治制度の成熟と機関の整備が必要になるのである。

この地方自治制度を確立するにあたり、困難な問題は、区域の境界を定めることだと言う。彼は「最も便利な実際的な方法は、人口密度を指標とすることにあると考える。例えば、現代の都市の住民は、田園地域の住民より、水道、電灯、下水道といった事業について最も特殊な設備を必要としている。こうした理由から、都市を地方自治のかなり自然な単位とすることが便利である」⁽⁴⁴⁾と言っている。このように人口密度を指標とした区域分けを提案しているところに、ラスキの特色がある。都市は人口が多く、公共のサービス部門においても確かに複雑かつ多様な機能が求められる。そして、これらがうまく機能して初めて、市民の生活の向上がはかれることになる。彼は、区域が機能に照応しなければならないと言ひ、機能重視の区域分けを提案しているのである。そして、都市や田園地域に共通するような機能、つまり電力設備などは、両者が管理方法などで協力して行えば効率的であるとするのである。

さて、この都市や田園地域に分けられた所では、その住民の利益を確保し、そのために、必要な環境を実現するための政治が行われねばならない。そして、ここで政治を行う人々は、直接選挙で住民から選ばれた人々でなければならず、彼らは、その区域で機能する諸機関を監督しなければならないのである。つまりこれは、その区域での様々な問題の処理や監督をし、中央議会にも似た地方議会の設置を意味するもので、この地方議会のより直接的機能により住民の利益の最大化をはかろうとするものである。さてここで選挙となると、選挙区をどのようにするかという問題が生じる。彼は市を例にとって「その選挙区の大きさは、選挙民とその代表者とが適当に接触できるくらい小さく、しかも余り小さすぎて、そのためそこから出て来る全体の市の統治団体が大きくなって、有効に事務を遂行できなくなる程度」⁽⁴⁵⁾に分けるべきだと言っている。各選挙区の代表は、選挙区から選ばれた議員として、選挙区の住民の意見を反映し、またその区域全体の利益の実現をはかるよう努めなければならないと言う。多くの機能を担うようになった地方議会は、益々重要なものになるし、そのことによって常設機関として整備されなければならない。ラスキはこれについて三つの条件をあげている。第1は、地方議会での職務は、近代

議会の職務と同じように、議員の全時間を必要とし有給の仕事としなければならない。第2は、議員が全般的権能を持つと言うことである。つまり議会に任され相互に交錯する諸機能を、全体的な観点から管理・監督するということである。第3は、これらの全般的権能を執行するために選ばれた議員は、直接選挙によって選ばれるべきだと言うのである。この直接選挙の利点は、選挙民と被選挙民の直接的な接触を維持するということから、政策作成の団体、つまり議会を民主的に抑制できる唯一の方法だからだと言うのである。

さてラスキは、このような地方自治重視の考えの中で、さらに注目すべき提案をする。それは、イギリスにあって中央政府を閉口させ能率面でも逆効果をきたしてるのが、中央政府の仕事量の多さだと言うのである。従って、中央政府が保持すべき一定の権能を除いて、地方団体に譲渡すべきだと提案しているのである。それでは、どのような分野を政府に残し、どのような分野を地方団体に譲渡するのであろうか。彼は、教育、保健、住宅など最低限度の到達基準が維持されなければならないものは、中央政府の権能として留めておく必要があると言う。この到達基準は、全国的に重要なもので、管理等において地方団体との協力は行われても、責任は政府が持つべきもので、国会は最終的責任を持っていると言っている。また、全国規模の鉄道や郵便事業などは、その性質からしても中央政府に権能をあずけた方がよく、地方団体の事業として適切ではないとしている。また地方税の課税権も厳格な制限が設けられるべきで、中央政府はその報告と監視を怠ってはならないと言っている。このように全国的水準が問題となるものは中央政府の権限として残し、それ以外の日常生活により関連した問題は地方団体に移し、中央政府の権力の濫用の防止と危険性を排除しようとするのである。しかし、それには、地方団体において様々な分野での整備と改革が必要で、そのことを抜きにして、地方自治の充実ははかられないとしているのである。

ここで、その積極的改革案の一つとして、彼は、地方議会にも諮問委員会の導入が是非とも必要だと言う。「地方議会のあらゆる活動を、諮問委員会でとりまいて悪いという理由はない。その委員会は、全国的なものと同じく、それに関係する様々な利益の代表者が出席するだろう」⁽⁴⁶⁾と。例えば教育諮問委員会には、教師、父兄、卒業生の代表など含むものになるし、保健諮問委員会は、医師、歯科医師、看護婦などを含むものになる。つまり、この委員会の構成を、市民の観点に立つ消費者と、技術的専門家の観点に立つ生産者の両方の参加にして、住民の意見をより多く取り入れ、直接的意見の反映が可能な委員会にしようとしたのである。このように日常生活に関係ある分野に、各々の諮問委員会を

設け、地方議会を補助し、またその権能の行使を円滑にする機関として諮問委員会を利用すれば、地方自治は益々充実したものになるというのである。

3) 経済制度

さて最後にこの政治制度に関連して、若干経済制度の特色を見ておこう。ラスキは特に私企業を司るための代表団体の設置を提案する。これが「産業協議会」(councils of industries)と言われるものである。これは、サンデカリズム⁽⁴⁷⁾やギルト社会主義とは違い、ラスキ独自の構想による経済制度における改革の一つである。この協議会を構成する人々は、各産業において、所有者、労働者、製品の直接購入者、そして政府の代表から成り、それぞれの立場を越えて平等に代表されるというのである。この機能は、①その産業全体における賃金、労働条件、労働時間の決定。②雇用と生産の安定化。③争議裁定機構での決定。④産業の情報の収集。⑤機械装置発明考案の便宜。⑥外国の諸方法の研究。⑦産業従事者の健康条件の提案。⑧見習い制度の整備。⑨技術性格の教育組織。⑩出版設備の充実。⑪産業と政府との連絡。⑫他の産業評議会との協力など多岐にわたっている。⁽⁴⁸⁾そしてこれは、地区評議会をつくることによって、末端にまでその機能を確保することができるとしたのである。この点に関して、カルテル組織に近いものになってしまうか、私企業の最大の特色である自由競争は消滅してしまうのではないか、果たして四者の代表は平等でありうるのか、様々な問題が提起され得る。⁽⁴⁹⁾ここでは、それらの検討に深く立ち入らず、ラスキの多元的国家論における具体的制度論の特徴の指摘に止めておこう。

今述べてきたように、ラスキにあって、諮問委員会や産業評議会の構想、地方自治の重視は、なるほど政治・経済制度の多元的構想に基づいているとも言える。そして、彼の初期の政治的多元主義の思想を幾分にも引き継いでいるとも言えるかもしれない。しかし、注意深く考察すると、初期の多元性を強調した思想との相違も明らかなのである。諮問委員会を一つとってみても、これはあくまで諮問委員会であり、決定権は大臣や内閣に残されているのである。例えばその諮問委員会にとって不利な決定が大臣によってなされても諮問委員会の委員には、自分を代表にしてくれた集団に訴える以外に方法はないのである。地方自治にしても、全市民にとって重要なことや、それにとまって広範囲で大規模な政治的問題に対する対処と権能は、中央政府にあるのである。産業評議会の権限とて、ごく限られた狭い範囲のものである。こうして見てくると、ラスキの多元的国家論の本質にあっては、政治制度や経済制度の構想において多元的要素を含んでいるように見えるが、この

ことを第一義的に位置づけたり、前面に出しているとは思えないのである。つまり、国家の目的を実現するために、政府には最大の権能が与えられている。このことが第一義的なのである。そしてあくまでも、政府の権能を実行するにあたり、それを適切にかつ効率よく機能させるために、多元的要素を含んだ政治・経済制度を構想したように思われるのである。

5. 多元的国家論における自由

1) 積極的自由観

我々は前稿にて、初期ラスキの自由観が、政治権力の縮小化や多元化に重点を置くという消極的自由観（一般的にあらゆる拘束がないという自由）に基づいていたことを見て来た。しかし、積極的自由観（個人の目的と社会の目的とが合致する範囲での自由）が全くなかった訳でもないことも見た。つまり、折衷主義的傾向の中で、より鮮明に消極的自由観が出ていたということである。1925年の『政治学大綱』で多元的国家論が展開される中で、この自由観にも変化が出て来る。これは初期思想にみられた折衷主義的傾向に伴う矛盾の解決への努力でもあったのである。それは、自由を今までの消極的自由観と違って、積極的自由観として捉えることによって解決をはかろうとするものであった。ここに我々は、この時期のラスキの自由観の特色を見るのである。ところで、ラスキは、イギリス理想主義者としてのグリーン(Thomas Hill Green 1836～1882)やボザンケット(Bernard Basanquet 1848～1923)の積極的自由観に全く賛同してしまったのだろうか。若干彼らの自由観を見てみよう。イギリス理想主義者は、近代自由主義の特色としての個人的自由を最大限に拡大することによる政府機能の縮小化の考えを批判する。近代自由主義の問題解決のために彼らが考えたものは、最高の価値理念をまず決定して、そこから政治理論を形成するという方法である。この最高理念が「公共の善」(common good)であり、具体的には人格の成長ということである。自由論もこの「公共の善」から説明される。つまり、この最高価値を実現するにあたって、その自由は、自我を実現する自由であり、単なる放縦な自由でなく方向性を持った自由であり、他人と共に為し享受する自由である。このことから、彼らは政府の積極的機能を主張し、近代自由主義の消極的自由観を放棄しているのである。ここに、ラスキの自由観と重なる積極的自由観を見るのであるが、⁽⁵⁰⁾その微妙なズレを見なければならない。つまりラスキの場合は、理想主義者のように最高価値を先験的に設定し、そこから政治理論や自由論を導き出すというより、あくまで経験主

義的な個人主義の立場が貫かれているのであり、集団的自由の確保を通じて、最終的に個人の自由を確保するという思想が脈々と流れていることが解るのである。

このように見てくると、この時期にあっても彼は、初期の政治的多元主義の時代に見られたような積極的自由観と消極的自由観の両方をここでも持っており、前者がより顕著に前面に出ているということになる。彼は一方で「私が真に望むところを表現するのが最も真に私自身であるということだし、最も真に自分自身であることが自由の真髄だからだ。ところが、精神の生活に根本的なものが一つあるとすれば、それは強制のないことである」⁽⁵¹⁾と述べながら、他方で「自由の意味するところは、人間が最善の自己となる機会を持つような雰囲気を中心に維持することであると思う。……自由は従って積極的なものであり、それは単に拘束がないということだけを意味するものではない」⁽⁵²⁾と述べている。さらに「規律への服従を強制することは、人を不自由なものにすることにはならない。共同の利益のために禁止されねばならないような行為の路が通じている所では、どこでも拘束を受けないでやれる行動領域から、そうした路を除いてしまうことは自由の侵害となるのだ」⁽⁵³⁾とも述べている。このような自由観を述べることに於いて、ラスキは、初期の消極的自由観の確立に大いに影響を受けたミル(Jhon Stuart Mill 1866~1873)の自由観から遠のいたようである。ラスキ自身もこの時期において、明確に「我々は、国家干渉の限界を決めようとするミルの有名な企てに従うことはできない」⁽⁵⁴⁾と言っているのである。ここに我々は、ラスキのうちにある積極的及び消極的自由観の二つの存在と、この時期にあつて積極的自由観の強調に傾いている彼の思想を明確に読み取ることができるのである。

この時期に至り、なぜこのような変化を来たしたのであろうか。それは初期の政治的多元主義思想の直面した困難性の克服ということであった。その困難性とは、国家の権威や政府の権能を出来るだけ小さくして、諸集団乃至個人の発展をはかるために、国家権力からの自由を最大限に引き起こすという理論の困難性である。ラスキの思想の第2段階であるこの多元的国家論の内容と言うものは、「社会善」を実現するための国家、そしてその権能をあく政府が、以前に比べて権力を充実させ、積極的機能を果たすべきだというのが中心である。このような理論にあつては、消極的自由観より、積極的自由観に基づいた方がはるかに理論的に整合性が出て来る。単に拘束の欠如だけで自由でなく、他者や「社会善」を意識する自由であり、制限された自由であり拡散するのではなく「社会善」に向けて吸収される自由となれば、政府権能の充実した社会の中で実現されることになる。

この自由観の変化は、この時期の新しい彼の国家観、つまり多元的国家論と対応するも

のなのである。しかし、前述したように、彼が完全に積極的自由観の立場に立ったのでなく、消極的自由観の一端を残しておいたことは注目に値する。それは、権力に対する自由の尊さ、自由によってこそ人間の人格が完成するという徹底した個人主義的自由主義思想の片鱗を我々がラスキの思想の中に読みとることが出来るからである。

2) 全体としての自由

ラスキの自由論の次の特色は、彼が自由を各々の自由の全体的実現にこそ価値があるとしていることである。彼は「私がやっている生活とは、その中で私が全人格を調和的に実現しようと努めている全一体だから、自由とは一定の分ち得ないものだ」⁽⁵⁵⁾ と言っている。つまり、自由はある一部分が実現しても充分でなく、全体的に実現されてこそ、一つひとつの自由に価値が出て来るのだと言うのである。

ヨーロッパにおける近代自由主義の発達は、確かに自由の歴史からすれば、質量共に自由の偉大なる前進をはかり、自由の尊さを教えることともなった。しかし、大雑把な分類として、精神的自由、政治的自由、経済的自由に分けて考えてみた場合、決してこれらが全体として歩調を合わせるがごとく実現したと言う歴史ではないのである。特に、政治的自由と経済的自由の実現の差異は、大衆民主主義の時代にあって顕著である。確かに、大衆民主主義の特色は、政治的自由に道を開き多くの市民の政治参加を可能にして来た。しかし、経済的自由という側面から見ると、必ずしも大衆がそれらを十分に手にしたとは思えない。生産活動とそれに伴う利潤は一部の人々に集中し、消費者としての大衆は利潤の一部に預かり、消費活動において操作されやすい大衆と化してしまった。このような過程では、もちろん精神的自由も充分保障される訳もない。20世紀に出現した大衆社会状況と、その社会が含む多くの矛盾の中で、ラスキの自由論もその出口を求め躓き苦しむのである。

ラスキによれば、自由は様々な分野において実現されなければならない、全体として実現した時に意義を持つということであった。そして、この自由について彼は、「これらの側面の各々は、充分明らかに別々に述べることができる」⁽⁵⁶⁾ と言って、それについて具体的に説明しているので若干見てみよう。①「個人的自由」(private liberty) と呼ばれるものである。彼は次のように言う。「私は個人的自由の意味を、私の努力の結果が孤立状態 — 少なくとも究極的には私は常にそうなのだが — にある私に主として影響するような生活領域において、自由に自分の途を選ぶ機会だと考える。宗教がその適例である」⁽⁵⁷⁾ と。それは、自我の個人的側面に限定され、生活の私的關係において完全に自己自身となる機会だと言う。これらは、国家権力のいかなるものを持ってしても侵犯し得ないもので、

個人の生活領域や精神領域の自由と言うことになる。国家権力の非干渉領域を個人の中に確保する必要性を説いたこの自由観は、ラスキにとって、消極的自由観の系譜にあるとも言える。②「政治的自由」(political liberty)を次にあげる。ラスキはそれを「国務に能動的に加わる力を意味する。私が公共事務の実質について、私の心を自由に働かすことができることを意味する」⁽⁶⁸⁾と言っている。そして、これを実現するには二つの条件が必要だと言うのである。一つは「教育を受けて、自分の欲することを、他人にわかるように表明できるところまで行かねばならない」⁽⁶⁹⁾と言って、教育の必要性を説いている。もう一つは「ニュースを正直に率直に提供することである」⁽⁶⁰⁾とあって、正しい情報と資料の提供が必要だと言うのである。これらはどちらかと言えば、国家権力の拘束に自ら参加する自由で、この関係の中で、人格を実現しようとする自由である。これは系譜からすれば、積極的自由観に属するものであろう。③「経済的自由」(economic liberty)については、次のように言う。「日々のパンを稼ぐことに合理的な意義を見出すことの保障と機会である。すなわち、おそらく他の様々な不当なものに勝って、私の人格の力を全て奪ってしまう失業と欠乏とのたえざる恐怖から私は開放されなければならない」⁽⁶¹⁾と。人格の実現には、最低限度の物質的諸条件が必要である。それを得る機会を国家が保障するのであり、そのことにより、この自由が実現するのである。ここに我々は、ラスキの積極的自由観を見ることができる。そして、この「経済的自由」は、産業上の民主政治も意味しているのであり「産業上の支配は、人が市民として持っている権利体系に従うということ、及び産業上の指令は強制によらず、協同によって作られた法の支配たる性格を持たねばならない」⁽⁶²⁾と言っている。産業上の民主主義があって初めて、積極的自由観である「経済的自由」も意義を持ってくるものであり、この自由の実現がやがて人格の実現の手だてとなると主張するのである。

さて、ラスキはここで、この全体的に実現されなければならない自由は、権利の保障という形で実現するのだと言う。「権利がなければ自由はあり得ない。というのは、権利がなければ人は、人格の必要とは無関係の法律の従属物となってしまうのだから」⁽⁶³⁾と言って権利の保障の重要性を説いている。そして、彼は次のような権利が国家によって保障されなければならないとして列挙している。⁽⁶⁴⁾例えば、一般に労働に関する権利で「働く権利」(the right to work)、「労働に対して相当の賃金を受け取る権利」(the right to be paid an adequate wage for his labour)、「合理的労働時間を持つ権利」(the right to reasonable hours of labour)などがあり、さらに「教育を受ける権利」(the right to

education)、 「選挙権」 (the right to the franchise)、 「言論、結社、集合の自由に関する権利」 (the right to freedom of speech, association and public meeting)、 「財産権」 (the right to property) を挙げている。これらは民主的基本権であり、権利体系を持って国家によって保障され、同時にこれらの権利を個人が充分に行使することができるなら、「社会善」の実現が可能だと言うのである。これらの権利は、自由の実現に、「社会善」の実現に絶対不可欠なものだと言うのである。

3) 自由と平等

さて最後に、ラスキの自由観を平等との関連で見よう。彼の初期思想においては、これらはあまり明確ではなかった。自由は「自我実現の積極的で平等な機会」⁽⁶⁵⁾ と言い、平等は「人格性を充分に発展させるための機会」⁽⁶⁶⁾ であると言っている。そして、両者は「同じ思想の異なった面」⁽⁶⁷⁾ だと言う。このように、自由と平等は同一で何も矛盾対立するものではないとしているのである。しかし、これは観念的には矛盾しないものとして捉えることができるかもしれないが、現実の政治状況においては、そうは行かない。この点を彼はどのように解決したのであろうか。国家乃至政府の権能を積極的に位置づけ、積極的自由観を全面に出して来る多元的国家論完成期において、彼は自由と平等の関係をどのように捉え、また以前に比べてどのような変化を来したのか考えてみたい。

彼は平等の概念を以前よりはるかに明確にしている。「明らかに平等は、その一つひとつについて特別な吟味を必要とするいろいろな概念が寄り集まったものである。疑いもなくそれは、根本的にある水平化の過程である。それはいかなる人と言えども、社会において隣人の市民権の否定になるほど優越した地位を持ってはならぬということを意味する。私の最善の自我実現が論理的帰結として、他人の最善の自我実現を含むことを意味する」⁽⁶⁸⁾ と。最善の自我実現が他人の最善の自我実現に帰結することが平等であれば、当然、最善の自我実現する自由の内容にもかかわって来る。ラスキがこの時期に、積極的自由観に傾き、自由の内容の変化を来したことは納得のいくところである。彼は平等の内容について、まず第1に特権が存在しないことをあげ、第2に適当な機会が万人に開かれていることをあげている。また彼にとって、天性や自然性に基づく平等は問題ではないのである。つまり、社会的あるいは人為的に形成される平等が大事なのである。「人間の本性に差異があるからこそ、彼らの欠乏表明が正当に聞かれるための機関が必要だ」⁽⁶⁹⁾ と言っている。このような社会的平等こそは、国家の権威と政府の権能を通じて維持されなければならないとするのである。従ってこの段階での自由は、政府の権能が積極的に機能に成立す

る平等概念に密接に関連するものであり、むしろ平等概念を基礎にしてその上に自由が成り立つと言った方がよいかもしれない。ここに、初期思想において見られた消極的自由観の強調から、この多元的国家論完成期における積極的自由観の強調への変化と、それに伴う平等概念の明確化を見ることができる。

しかし、ラスキはこの段階で平等概念の明確化だけに留まらず、多くの不平等が存在する現実的問題に対し具体的提案を行う。彼は「現在の不平等は、財産制度の国家機能に対する圧力に起因するところが極めて大きい」⁽⁷⁰⁾と云って、今日の不平等の原因を富の不平等に求めている。そして「富の非情な不平等があるところでは、必ず取扱の不平等がある。いかなる人も単に財産を持っているというだけでは、国務のやり方を左右することができなくなった時はじめて、政治の結果に対する人々の平等な利益が有効となることができる。この目的を達成する一番確実な方法は、財産の所有者が不当に権力機構を動かすのを許すところの富の懸隔を防止することである」⁽⁷¹⁾と云っている。つまり、経済的に平等が達せられなければ、政治における平等も達成されない。そして、これらの平等が実現していないところでは自由の達成も不可能だと言うのである。この多元的国家論完成期において、ラスキが、富の平等こそが現実を変革する大きな力であると述べていることに注目したい。このような提案はここで初めて出されたのである。これは平等概念と自由観の変化に伴って、ラスキによって出された具体的提案であったのである。

ところで、ラスキは、富の平等を強調するのであるが、果たして、市民一人ひとりの完全な富の平等まで唱えたのであろうか。そうではない。分け前の問題としたのである。つまり、個人の努力の結果として社会的機能を果たしたことから生まれる平等の分け前の問題なのである。彼は言う。「私の切実な必要は、他の者のそれより切実さが劣るといふことはないのであって、それらは同じく満たされなければならない。緊要なものが満たされて初めて、その余りのものについて、各人が自分の機能で全体としての社会に最大限につくことが出来るように、社会への奉仕に対して報酬を決めることが俎上にのぼるのである」⁽⁷²⁾と。つまり、人間として必要な最低限のものは、いずれの人間とも満たされなければならないが、それ以上のものは、その人の努力や、社会への奉仕の度合いによって当然異なって来ると言うのである。ラスキは、共産主義を引き合いに出し、それとの相違を次のように言う。「共産主義的原理の適当なのは、人間として緊要なものが問題となっている所までであって、その点から先には適用できないのである」⁽⁷³⁾と。しかし、現実の社会を見れば、問題は深刻である。つまり、この分け前が問題なのであり、経済的富の獲

得競争がまさしく熾烈を極め、安寧秩序を保つための国家の実現すら妨げているのである。この分け前や経済的富は、また人間の素質である羨望や憎悪や虚栄心を刺激し、人間同士の競争を激化させることになる。このようなことは、当然ラスキも認識していたことだろう。それを承知の上で、彼は変革を望むのである。この変革は、「社会善」を実現するという国家の目的と、それに相応した政府の権能を高めることにより、先に述べた政治制度や経済制度の改革と共に実現されるものであるとしたのである。

6. むすびにかえて

ラスキの多元的国家論の完成は、論理上の点からすれば、以前に見られた批判的要素が構成的要素へと大きく転換したことであった。それと同時に、国家そのものの役割が明確になり、今まで消極的機能に終始するのを良しとした国家機能は、むしろ積極的機能へと変化したのである。具体的に言えば、「消費者」という国民が共通に出会うところの人々の権利を保障し、保護を積極的に行い、これらの人々が「最善の自我実現」をできるように国家は、諸集団の調整機能を積極的に担わねばならないとしたのである。

ここで、諸思想家の思想と簡単ではあるが比較考察することにより、ラスキの政治思想をさらに明確にしてみよう。ラスキの多元的国家論の構想のところで見た衝動の原理は、ベンサム功利主義思想である快楽と苦痛の原理に共通するところがあることはすでに述べたところである。ラスキ自身も「ベンサムの理論を特殊に応用したものだ」⁽⁷⁴⁾とやっているように、両者は、人間の内的資質を考察するにあたり、感覚的、機械的、経済的であるということである。そして、このような捉え方をされた人間の自己実現を果たそうとするものである。ベンサムは、そのために国家の機能はむしろ消極的であった方が良かった。ラスキの初期思想は、ベンサムのそれと大変接近している。だが多元的国家論は、国家乃至政府の権能を積極的なものとしたのである。いずれにせよ、両者は、機能的なものとしての国家乃至政府を考えていることで共通である。⁽⁷⁵⁾しかし、この両者には、相違点も明確に存在する。つまり、ラスキは、人間の内に理性を認めていたし、功利主義者のような苦痛と快楽の計算論者にはならなかった。彼はそのことを次のように言っている。「欲望を満足しうる方法を見つける仕事に理性を応用する。そして満足された欲望が社会の永続的な幸福にどれだけ貢献するかで、そういう欲望の質を評価するのである。これが功利主義者の見方と違うのは、衝動の利己的性質を排し、苦痛と快楽の綿密な計算を排する点にある」⁽⁷⁶⁾と云い、「理性の価値は衝動の目前の調和ばかりか、将来の調和も可能

にする」⁽⁷⁷⁾と言っている。ラスキが、理性を強調してやまない所が、ベンサムと大きく違うのである。

ラスキは、ルソー(Jean Jacques Rousseau 1712～1778)の政治理論に関して、政治的多元主義の時代から関心を抱いていた。⁽⁷⁸⁾しかし彼は、ルソーの「一般意志」(volonté général)の思想には反駁する。ルソーによれば、この「一般意志」は、人々の結集した所に必ず存在し、すべての人々はこの下にあり、社会契約を形作ると共に、これに導かれ国家が成立するものとした。この過程で人々は、単なる被支配者としての臣民になるというのである。⁽⁷⁹⁾ラスキはこれに対し「現代生活の性格に目を向ける人なら、その最も際立った特色として、様々な意志がそれを一つにまとめる共通の目的なしに存在していることに気づくだろう。……それらの意志は、どういう点でも、行動の全面的な流れの中に現れる無数の目的の背後にとにかく存在する共通的一般意志の部分ではない」⁽⁸⁰⁾と言って、「一般意志」に反論する。しかし我々は、今までにラスキの理論において、得ることに価値があり、自己のみだけでなく他者の利益が存在することを条件にする「社会善」の概念を見て来た。共通に衣食住を必要とし、カトリック教徒でも新教徒でも、労働者でも使用者でもない「消費者」の概念も見て来た。そして、国家に実現を求めるとい個人の内にある「普遍的意志」を彼が想定していることなどを考えると、我々は、ラスキの内に「普遍的基準」⁽⁸¹⁾(universal plane)なるものを推測してしまうのである。これは、ラスキ自身がそのようなものをはっきりと想定し、主張した訳ではないが、我々には、ルソーの「一般意志」に大変近いもののように思われるのである。

次に、近代のリベラルデモクラシーの思想家として、その定礎者となったロック(John Lock 1632～1704)の国家論と比較してみよう。彼の言う国家とは、人々が社会契約を通じて形成する政治社会のことである。ここでの国民と、立法部を含めた政府との関係は注目すべきである。つまり、ロックは信託という概念によって、この信託に違反すれば、立法部を含め政府をつくり変える権利(革命権)が国民の側にあるというのである。⁽⁸²⁾ラスキは「政府の権力は、社会生活の目的のために行使される度合いに応じて政府の権利である。政府のあらゆる発言の終わりには疑問符がついている。その疑問にどう答えるかを決定するのは市民の役目である」⁽⁸³⁾と言う。そして、国家の目的を遂行する政府の権能を認めるのは、あくまでも政府の権能が国家の目的、つまり「社会善」を実現するために機能している場合に限ると主張している点を見ると、リベラリストとしての両者の共通点を見いだすのである。

最後に、イギリス理想主義のグリーン对国家論との相違を見てみよう。グリーンは、自我の実現を国家論の端緒とした。そして、この成就が社会的段階にまで拡大すれば、最高の善としての「公共の善」となるのであった。ラスキの場合はどうか。彼も「真の自己」の最大の発展が国家論の端緒であり、それが他者をも包含するものになるなら「社会善」となるとしたのである。このように、個人を政治理論の端緒としていることは、両者に共通していると言えるだろう。⁽⁸⁴⁾さらに、前者は、国家とは「公共の善を促進するための制度である」⁽⁸⁵⁾と言い、後者も「国家は大衆に社会善を出来るだけ大規模に実現せしめるための組織」⁽⁸⁶⁾であると言っている。この国家観においても、我々は、両者の共通性を見ることができる。しかし両者は、多くの共通点を持ちながらも、全く正反対の国家論を展開するに至るのである。グリーンは、自我の実現から出発したのだが、論理の過程で、国家はあらゆる諸社会に先行し、国家の外にこれらの諸社会があるのではないという主張に至る。国家には、やがて絶対的権威が付与され、国家主権とそれに伴う強大な政治権力を基盤とした包括的統体的国家観が成立するのである。ラスキの場合はどうであろうか。その相違を明確にしている彼の主張の一節を引用しておこう。

我々が国家に属するものであるのは、国家の目的のためではなく、我々自身の目的のためなのだ。実現し得る善とは、人間の生活のために得られるある幸福を常に意味する。さもなければ、それは何も意味しない、だとすると、権力は、そのような幸福の可能な限り広汎な配分を切願しなければならない。国家の庇護のもとに人間個性の無拘束の成長を見るのでないかぎり、我々には国家を疑う資格がある。そのような成長の途をふさぐ努力を打破することに国家権力が慎重に使用されぬかぎり、我々は国家を弾劾する資格がある。少なくとも究極においては、人間精神が奉仕をささげうるのは、自己の中にある最善のものの実現という目的より以下のものではありえない。⁽⁸⁷⁾

ラスキの多元的国家論は、まさしく個人の「最善の自我実現」をはかり、「社会善」を実現するために案出されたのである。この《あるべき国家》において、「最善の自我実現」や「社会善」の実現が可能であると言うのである。多元的国家論の中で展開される国家の目的、これに相応する政府の権能の強化も、この個人の「最善の自我実現」や「社会善」の実現に係る限りで認められるものなのである。そして自由とは、平等に準拠するものであり、この「最善の自我実現」乃至「社会善」の実現にとって必要欠くべからざるものであるから、彼の政治思想の中で最も重要なものなのである。

ラスキは、彼の思考法にあってはプラグマティックであり、内的価値にあってはアイデア

リスティックであり、外部の権力に対してはリアリスティックである。彼は、自らの思想の中にこれらを混在させ、政治思想において最も根本的問題である権力と自由の問題に立ち向かったのである。しかし、1930年代を迎え、世界の緊張と激変の中で、この自由が最も危機的状況にさらされることになる。このような状況の中で、ラスキはさらにこの多元的国家論を修正して、新たに権力と自由の問題に取り組むことになる。これに関して1930年のラスキの政治思想として別稿にてさらに論究してみたいと思う。

注

- (1) イギリスの歴史家で、ミュンヘン大学卒業後、下院議員やケンブリッジ大学教授を勤めた。一元的人民主権論に反対し、ウィッグ的伝統とカトリックの信仰に基づく信仰の自由を主張した。特にフィギス(John Neville Figgis 1866～1919)など、20世紀の政治的多元論に影響を与えた。主著にLectures on Modern History, 1906. や History of Freedom and Other Essays, 1907. がある。
- (2) 拙稿「H. J. ラスキの政治思想」『埼玉女子短期大学研究紀要』第3号、1992年。
- (3) ラッセルは、権力そのものを悪と考える立場である。デモクラシーは、この権力を抑制するがゆえに支持されるのだという。cf. B.A.W. Russell, The practice and Theory of Bolshevism, 2d ed., (London: George Allen & Unwin Ltd., 1949).
- (4) H.J. Laski, A Grammar of Politics (London: George Allen & Unwin Ltd., 1967). 以下Grammarと略す。[日高明三、横越英一訳『政治学大綱』上・下巻、法政大学出版会、1952年。]
- (5) 辻清明氏は、初期の「主権三部作」こそ、ラスキの全著作のトルソーと呼んでさしつかえないと言って重視している。そして、『政治学大綱』はこのトルソーの体系化にほかならないと言っている。(同著「現代国家における権力と自由」『世界の名著』60巻、中央公論、1970年、36～37頁。)
- (6) Grammar, Preface. 邦訳書 上巻、12頁。
- (7) ツィルストラは『政治学大綱』の半分以上にわたって集産主義思想の傾向が見てとれると言っている。(B. Zylstra, From Pluralism to Collectivism: The Development of H. Laski's Political Thought (Netherlands: Royal Von Gorcum, 1970), p. 76.) ウラムは「ラスキ氏は、国家と国家間の問題について、総合的描写を組織的に述べる際、自己の初期の時代の純粋な多元論を放棄している」と述べている。(同著、谷田部文吉訳『イギリス社会主義の哲学的基礎』未来社、1960年、130頁。) 実際、ラスキ自身、政治的多元主義の時代と、多元的国家論の完成期では次のように国家の定義を変えている。1919年においては「国家は歴史的原因の多様性によって支配者と被支配者の区別をもたらした領土的社会である」と。(H.J. Laski, Authority in the Modern State (New Haven: Yale Univ. Press, 1919), p. 374. 以下Authorityと略す。) そして、1925年には「近代国家は政府と被治者に分れた領土的社会であり、ここでは他のあらゆる制度に優越する権利を主張する」と。(Grammar, p. 21. 邦訳書 上巻、49頁。)
- (8) Grammar, pp. xi～xii. 邦訳書 上巻、14～15頁。
- (9) ibid., p. 22. 邦訳書 上巻、49頁。
- (10) ibid., p. 23. 邦訳書 上巻、50頁。

- (11) ツィルストラは、このような発想はあきらかにプラグマティストのジエームズ(William James 1842～1910)の影響だと言っている。(B.Zylstra,op.cit.,p.45) ラスキには、人と国家と同様な人格と見ることについて、あまり抵抗感がなかったことが初期の論文には散見される。例えば「国家は人が人間として友情の中で生活するように国際間の友情の中にある。……国家は、男や女が悪人のように悪人なのかもしれない」(H.J.Laski, 'The Apotheosis of the State', The New Republic, vol. VII, July 1916, p.303.)と言っている。
- (12) Grammar, p.67. 邦訳書 上巻、106頁。
- (13) ibid., p.67. 邦訳書 上巻、106頁。
- (14) ibid., p.67. 邦訳書 上巻、107頁。
- (15) 富田容甫氏は、普遍的意志をもって国家は統合の媒介にすることに反対する。つまり、国家は異質な諸目的の対立を前提として形成されるという点で普遍的でありえない。また社会集団の力関係の推移によって動的変化を心得るとい点においても、ラスキが言うように、国家は静的・固定的なものではないと主張している。(同著「ラスキの自由論」『ハロルド・ラスキ研究』勁草書房、1954年、135頁。)
- (16) Grammar, pp.25～26. 邦訳書 上巻、52～53頁。
- (17) シャーマは、ラスキの善の考え方は、公共の善の包含された個人の善を国家が実現するということであり、これはルソー(Jean Jacques Rousseau 1712～1778)の考え方と近いと主張している。(G.N.Sarma, The Political Thought of H.J.Laski, 1965, p.43.)
- (18) Grammar, p.23. 邦訳書 上巻、50頁。
- (19) ibid., p.25. 邦訳書 上巻、50頁。
- (20) ディーンは、ラスキの社会善というのが、彼の政治哲学の基石であるから、これを明確にしなかったのは、ラスキの一大弱点であると指摘している。(H.A.Dean, The Political Ideas of Harold J. Laski (New York: Columbia Univ. Press, 1954), p.83.) [野村博訳『ハロルドラスキの政治思想』法律文化社、1977年、84頁。]
- (21) Grammar, p.28. 邦訳書 上巻、56頁。
- (22) ibid., p.35. 邦訳書 上巻、65頁。
- (23) ibid., p.21. 邦訳書 上巻、47頁。
- (24) ibid., p.37. 邦訳書 上巻、67～68頁。
- (25) 原田綱著『政治倫理学序説』勁草書房、1981年、166頁。
- (26) イギリスにあって、ペンティ(Author Joseph Penty 1875～?)ボブスン(Samuel George Hobson 1870～?)などの先駆者に続いてコール(George Douglas Howard Cole 1889～1959)がこの理論を展開した。当時の集産主義としてのフェビアン主義に反対するとともに、サンデカリズム(注の(47)参照)の影響を受け、コンミュニンの設立を提案した。それは、生産者ギルト代表、消費者代表、その他利害集団の代表によって形成され、諸集団の調整機能とより一層の協同活動を行おうとするものであった。そして、この組織を全国組織にまで高めようとしたのである。(日下喜一著『現代政治思想史』勁草書房、1969年、126～148頁、参照。)
- (27) Grammar, p.69. 邦訳書 上巻、109頁。
- (28) ibid., p.70. 邦訳書 上巻、110頁。
- (29) ibid., p.70. 邦訳書 上巻、110頁。
- (30) この「消費者」の概念については、経済学における価値理論にまで遡らねばならない。ラスキが1922年に書いた『カール・マルクス』(H.J.Laski, Karl Marx An Essay (London: George Allen & Unwin Ltd., 1922). 服部辨之助訳、角川文庫、1969年。)の中では、マルクスの労働価

値説を否定して、利潤は労働者からの搾取ではなく、各企業が、生産費に利潤を加算した価値で売ることによる消費者からの搾取から生まれるとしている。ここに「消費者」の概念が出て来る。

- (31) Grammar, p.70. 邦訳書 上巻、111頁。
- (32) H.J.Laski, *Studies in Law and Politics* (New Haven:Yale Univ.Press,1932), P.245.
- (33) Grammar, p.71. 邦訳書 上巻、111頁。
- (34) *ibid.*, p.31. 邦訳書 上巻、60頁。
- (35) *ibid.*, p.31. 邦訳書 上巻、60頁。
- (36) *ibid.*, pp.69~70. 邦訳書 上巻、110頁。
- (37) 富田容甫氏は、ラスキがコモン・ニードとして掲げる「消費者としての利益」や「市民としての利益」が、ラスキのいうように、普遍性をもって国家的統合を媒介し、さらに国家権力がその保障を目的として機能するというような確証はどこにも存在しないと言う。彼は錯覚したに過ぎないと指摘している(同著、前掲書、136頁。)
- (38) Grammar, p.60. 邦訳書 上巻、98頁。
- (39) *ibid.*, p.75. 邦訳書 上巻、116頁。
- (40) *ibid.*, p.27. 邦訳書 上巻、54頁。
- (41) *ibid.*, p.81. 邦訳書 上巻、124頁。
- (42) *ibid.*, pp.81~82. 邦訳書 上巻、124~125頁。
- (43) *ibid.*, p.411. 邦訳書 下巻、153頁。
- (44) *ibid.*, p.414. 邦訳書 下巻、156~157頁。
- (45) *ibid.*, p.415. 邦訳書 下巻、158頁。
- (46) *ibid.*, p.422. 邦訳書 下巻、167頁。
- (47) 1895年に結成されたフランスの「労働総同盟」の主張であり、代表的理論家はソレル(George Sorel 1847~1822)である。彼は社会主義社会実現のため、階級闘争を採用すると共に連合社会を目指したのである。(同著 木下半治訳『暴力論』岩波文庫、上・下巻、1970年、参照。)
- (48) Grammar, p.492. 邦訳書 下巻、264頁。
- (49) Dean, *op.cit.*, pp.98~99. 邦訳書、97頁。
- (50) グゥプタは、この段階で、グリーンの自由観とラスキの自由観は大変類似したものになったと言う。ルソーを含めて彼らに共通するのは、人間の特質に、道徳的自由の実現の意識があるということを感じている点だと指摘している。(L.R.Guputa, H.J.Laski, *A Critical Analysis of His Political Ideas*, 1966, pp.18~19.)
- (51) Grammar, p.33. 邦訳書 上巻、62頁。
- (52) *ibid.*, p.142. 邦訳書 上巻、211頁。
- (53) *ibid.*, p.143. 邦訳書 上巻、212頁。
- (54) *ibid.*, p.144. 邦訳書 上巻、213頁。
- (55) *ibid.*, p.145. 邦訳書 上巻、215頁。
- (56) *ibid.*, p.145. 邦訳書 上巻、215頁。
- (57) *ibid.*, p.146. 邦訳書 上巻、216頁。
- (58) *ibid.*, p.146. 邦訳書 上巻、216頁。
- (59) *ibid.*, p.147. 邦訳書 上巻、217頁。
- (60) *ibid.*, p.147. 邦訳書 上巻、218頁。

- (61) *ibid.*, p.148. 邦訳書 上巻、219頁。
- (62) *ibid.*, p.148. 邦訳書 上巻、220頁。
- (63) *ibid.*, p.142. 邦訳書 上巻、211頁。
- (64) *ibid.*, pp.105～180. 邦訳書 上巻、159～193頁。
- (65) Authority, p.37
- (66) *ibid.*, p.182.
- (67) H.J.Laski, *The Foundation of Sovereignty and Other Essay* (New York: Harcourt Brace and Co., 1921), p.87. 以下Foundationと略す。
- (68) Grammar, p.153. 邦訳書 上巻、225～226頁。
- (69) *ibid.*, p.153. 邦訳書 上巻、226頁。
- (70) *ibid.*, p.156. 邦訳書 上巻、230頁。
- (71) *ibid.*, p.161. 邦訳書 上巻、237頁。
- (72) *ibid.*, p.158. 邦訳書 上巻、232～233頁。
- (73) *ibid.*, p.159. 邦訳書 上巻、233頁。
- (74) *ibid.*, p.24. 邦訳書 上巻、51頁。
- (75) ベンサム著、山下重一訳「道徳および立法の諸原理序説」『世界の名著』36巻、中央公論、1971年、81～84頁。
- (76) Grammar, pp.24～25. 邦訳書 上巻、51頁。
- (77) *ibid.*, p.25. 邦訳書 上巻、52頁。
- (78) cf. Authority, p.28. Foundation, pp.20～26.
- (79) ルソー著、井上幸治訳「社会契約論」『世界の名著』30巻、中央公論、1971年、241～276頁。
- (80) Grammar, p.32. 邦訳書 上巻、61頁。
- (81) この言葉自体はラスキが使っているものではない。それはツィルストラがラスキに対して使った概念であるが、ラスキの国家の目的を捉える上で有効な概念となるだろう。(B. Zylstra, *op. cit.*, p.99.)
- (82) ロック著、宮川透訳「統治論」『世界の名著』27巻、中央公論、1972年、194～286頁。
- (83) Grammar, p.36. 邦訳書 上巻、67頁。
- (84) この点に関して、マギッドは、ラスキとグリーンは大差なく、むしろ、前者はグリーンの追憶であるとする。つまり、ラスキが国家自体の権威より、その目的を重視したことは、国家主権における予期せぬ転覆という危機的状況でグリーンが国家に対する反抗の正当性を認めた時、彼自身が信じていたことであると言っている。(H.M. Magid, *English Political Pluralism* (New York: Columbia Univ. Press, 1941), p.53.)
- (85) T.H.Green, *Lectures on the Principles of Political Obligation* (London: Longmans, 1966), p.131.
- (86) Grammar, p.25. 邦訳書 上巻、52頁。
- (87) *ibid.*, p.88. 邦訳書 上巻、133頁。